

勇魚 ISANA

Nov. 1994 No.11

目次

- サンクチュアリーへの異議申し立てと我が国の立場 . . . 1
玉澤徳一郎
防衛庁長官
衆議院議員
- 捕鯨を守れ . . . 2
河上倫逸
京都大学法学部 教授
- 捕鯨問題と日・欧米間の情報格差 . . . 8
堀 武昭
国際問題評論家
- 南大洋鯨サンクチュアリー
反捕鯨勢力の最後のあがきか? . . . 11
フレッド・S・シンガー
バージニア大学教授(環境科学)
- 米国の「捕鯨政策」過去、現在、未来 . . . 15
スチーブン・S・ポイントン
ヘンケ・アンド・アソシエーツ社 副社長/法律顧問
- 動物の権利擁護運動は人間の権利の否定につながる . . . 19
ユージン・ラポワント
国際野生生物管理連盟 会長

ごあいさつ

サンクチュアリーへの異議申し立てと我が国の立場

玉澤徳一郎

防衛庁長官

衆議院議員

私は、自由民主党の国会議員で組織する捕鯨議員連盟を代表して、平成 6 年 5 月にメキシコで開催された国際捕鯨委員会(IWC)第 46 回年次会合に出席を致しました。

我が国は、海洋生態系の保全と、自然の再生産能力を利用した食糧生産が、人類公共の福祉のために達成されるべきとの長期的な視点に基づき、鯨を含む海洋生物資源の持続的利用の原則を基本的な柱として、本年の年次会合に臨みました。

今年の会合は、南氷洋鯨類聖域が設定されるか否かが最大の焦点でありました。我が国は、南氷洋では、シロナガス鯨やザトウ鯨のように絶滅の危機に瀕している大型鯨種は保護し回復の積極的な対策をとるべきであり、資源が 76 万頭存在するミンク鯨のような健全な資源は科学的根拠に基づき、IWC の科学者が長い苦労の末に開発した管理のシステムに従って利用を認めるべきと主張しました。これに対して、欧米の反捕鯨国はミンク鯨を含め全ての鯨を一切捕獲させないとの頑迷な姿勢を変えず、南氷洋サンクチュアリーを提案し、科学的議論も全く尽くさないまま数の力で強引に成立させました。このような欧米のやり方は、自己の考えを数の力に頼って押し付けるものであり、国際捕鯨取締条約の精神や国連環境開発会議の合意にも反するものであります。従って、我が国が、南氷洋サンクチュアリーがミンク鯨を含むことについて異議を申し立てたことは、海洋生物資源の持続的利用の原則を貫く上でも、当然と言えましょう。

我が国は、協調を重んじる優れた国民性を持っておりますが、私は応々にしてこれが言うべきことを十分に尽くさないことにつながっている点を危惧するものです。私が長年捕鯨問題に関わった経験に基づき確信することは、捕鯨に関する我が国の主張は正しいということです。このような理のあるものについて軽々に妥協せず、自らの主義主張を表面的な孤立を恐れず地道にかつねばり強くこれを貫き、国際世論の理解を求める努力を続けることが重要であります。これによって我が国への国際社会からの信用並びに理解と支持が得られ、自ずと捕鯨再開につながると確信しております。

捕鯨を守れ

河上倫逸

京都大学法学部 教授

捕鯨を安楽死させるな

「国際捕鯨委員会(IWC)」は少なくともその名称を変えたらよい。それが「捕鯨管理」のための組織でなくなってから久しい。生活する人間よりも、野生動物やペットの愛護を優先させる主張が幅を利かせている実情に即して「反ヒューマニズム委員会(AHC)」とするか、その決定手続きの独善性に因んで「環境ファシズム委員会(EFC)」とでも称するが良からう。

しかしいずれにせよ、異文化を理解しようとせず、科学的認識にすら挑戦するような組織に「インターナショナル」なる形容詞を付すことは最早できまい。

IWC のメキシコ総会が南極海を鯨の聖域とするフランスやアメリカの提案を可決したことは既に報じられている。「十年後の見直し」を定めてはいるが、捕鯨とは無縁の国々を次々と加盟させて員数合わせをして何ら恥ずるところのない反捕鯨諸国の態度からすれば、IWC の枠組み内での捕鯨再開は不可能に近い。

？感情と力の次元

そもそもアメリカの代表は、科学的根拠よりも「世論」を重視する旨を明言している由であるから、捕鯨問題の議論の土俵はもともと理性ではなく、感情と力の次元にあったと言える。だが一体いかなる「世論」であるのか。

欧米風の論調は単に自己の価値観の表明にすぎない。しかし圧倒的に優越的なメディア支配力の故に、それは直ちに「世界の論調」であるかの観を呈してしまう。問題なのは、そうした欧米語によるメディア支配の構造に屈して、自己の価値観を明確に表明しないことなのである。

農水省は「南極海の鯨聖域化構想」に異議申し立ての方針を決めたと伝えられている。もちろん異議申し立てはしないよりまだ(蛇足ながら、外務省はこの問題で独自努力をしているのであろうか)。

しかし何故に、アイスランドのように IWC を日本は端的に脱退しないのか。何故にノルウェーのように商業捕鯨を再開しないのか。何故に最小限の歴史的伝統のある沿岸捕鯨の再開を一方向的に宣言しないのか。鯨肉輸入の全面的解禁という政府解釈を何故に採用しないのか。疑念が多々残る。政府は本当に捕鯨

を守る気概を有しているのであろうか。

欧米の反捕鯨感情に迎合したり、政治的配慮を加え続けて、部内でひそやかに捕鯨再開に伴う経済的得失の算盤を弾いている限り、国際社会の中での日本の独自性の承認や、日本文化への評価が得られるはずもない。

インドのヒンズーは牛を食べず、モスLEMは豚を食べない。欧米のキリスト教徒は鯨を食べない。それにはそれなりの譲り難い文化的背景があろう。しかしそうした自己の文化を他者に強要することは、共生の作法に反することである。敢えて言えば、それは文化破壊の犯罪ですらある。欧米人にのみそれが許されるわけでもない。

かつてアメリカの作家メルビルは、旧約聖書からミルトンの「失樂園」に至る多彩な西洋古典を下敷きとしつつ、「世界の縮図」捕鯨船ピークオド号を雄渾な筆致で描き出した。船長エーハブと巨鯨モービー・ディックの死闘は、人間と峻厳なる自然との関係そのものだった。捕鯨が単なる経済行為ではないことを理解する土壌を西洋も有しているのである。

？ 毅然とした対処

捕鯨問題は文化問題である。しかも単なる食文化の問題というより、今日では、「地球環境保護」と関連づけられて、文化一般に係れる象徴的問題にまで先鋭化されてしまっている。だが逆に言えば、捕鯨問題は何よりも文化問題であって、戦争に直結するような政治問題ではない。

この程度の問題についてすら、欧米諸国との摩擦を恐れて、はっきりと自己主張できぬとしたら、日本が国連で常任理事国の地位を望むことなどおこがましいこととなろう。理不尽な日本商品のボイコット運動がなされても、毅然として自己の立場を述べ、そのコストは日本国民全体で負担すべきであろう。

21世紀の世界に対し、もし日本が貢献し得るとしたら、その主テーマは異文化間の相互理解と人口爆発に伴う食糧危機の解決であるに相違ない。捕鯨は、この二つのテーマの集約するものである。欧米と異なる文化伝統を有し、世界有数の水産国である日本が、異文化の相互理解と共生の途を探るためにも、捕鯨という解りやすい問題につき、明確なメッセージを世界に対し発信する必要がある。

海洋生物資源の持続的活用のために

まず結論を述べることから始めることにしたい。

「捕鯨問題」に対して日本が取るべき道は一つしかない。すなわち、いかなる

理不尽な国際的圧力や宣伝にも屈することなく、科学的根拠に立脚した正論として、捕鯨を徹底的に擁護し、その技術を保存し続け、海洋生物資源の持続的利用という見地から、機会あるごとに、捕鯨の全面的再開を模索し続けることである。必要とあれば、本来の条約趣旨から逸脱してしまった国際捕鯨委員会(IWC)から脱退することも当然に考慮すべきであるが、その場合でも根拠なき国際規模の宣伝に対処すべきである。また対外的広報のみならず、予想される対内的な「反捕鯨宣伝」にも理を尽して批判的に対処することを怠ってはならない。最悪の選択は、あきらめてしまうこと、あるいは、これが「小さな問題だ」との誤解に屈してしまうことである。

「国際的孤立」なるものを恐れる必要など全くない。反捕鯨なる「国際世論」は、宣伝力ある英語圏のマスコミ媒体の誇張に基づくものであり、(たとえ反捕鯨運動の側に立つ者ですら)事情を知る者なら認めざるを得ぬように、科学的実証的根拠のないイデオロギーの影響の下にあるものだからである。

このような選択によるデメリットは、良心無き反捕鯨運動の職業的宣伝家達に結果的に「飯の種」を与え続けることになってしまうのと、例えば合衆国政府に典型的な、ヴェトナム戦争以来の体制に批判的な政治潮流の眼を「異分子」日本の捕鯨批判へと逸らさせようとする政策に期せずして「協力」してしまうことになってしまうことである。だがそれにもかかわらず、執拗に、捕鯨再開を要求し続けることの方が、非西欧文化圏に属する日本が、後述するように、来たるべき 21 世紀の人類社会に大きく寄与する可能性を齎らすことになると思われる。IWC を舞台とする反捕鯨運動指導者達は、その内心において、日本の議論の理屈が通っていること、逆に自己の議論と手法に科学的根拠と公正さが無いことを十分に承知しているはずである。長い眼で見れば、状況の変化の中で、彼らが態度を豹変させる可能性は高いし、中には、前非を悔いる者も出てくるかも知れない(これはなかば冗談であるが…)。

なお、IWC の構成の不当さ、特に多数派によるルールの無視、反捕鯨の議論の根拠づけの不誠実さ、意思決定手続の理不尽さ、加えるに捕鯨諸国の孤立状態を考慮すれば、これまでの日本代表団の態度は称賛に値する。使命感と科学的合理的議論が最後には理解されとの信念がこれを支えて来たものとは思いますが、「お疲れさま」としか言いようがない。しかしなおそうした従来からの態度を堅持され続け、捕鯨再開への努力を重ねることが望まれる。

科学的に根拠づけられた捕鯨再開の主張を堅持するということは、異文化間相互の理解と共生の基礎には科学的実証的データに基づく議論のみが説得力を持つという自明の事柄を改めて主張するということであり、真に倫理的行為で

あることを強く強調しておきたい。科学的論争の内容を広く一般に紹介する努力が必要であろう。

消極的には、こうした態度は、良心的な反捕鯨運動家にとり、「科学」を無視することによる倫理的負担感を増すことになる。またクロマグロの捕獲規制の提唱に端的に示されたような反漁業運動への拡大を抑止することにも役立つであろう。捕鯨擁護の主張は、現状では、事実上、漁業そのものへの敵意、「刺身を食べる」日本の食文化に対する敵意への防波堤となっている。逆に言えば、反捕鯨運動がもし完全に成功してしまった時に、次に標的にされるのは疑いなく日本の漁業と食習慣なのである。

だが積極的には、従来捕鯨擁護の主張を堅持することは、第一に、欧米的価値観を絶対視することに抵抗して、日本の独自の固有の価値観を具体的に主張することによって、異なった価値観を有する人々に自己の価値感を相対化し、異なった価値を理解しようとする態度を惹起することになる。

第二に、海洋生物資源の持続的活用こそが、迫り来る人口爆発と食糧危機に対処するための鍵となる。飽食している「経済大国」としてではなく、南氷洋捕鯨を含む遠洋漁業より培われて来た「水産大国」の技術を、全地球的視野から活用することこそ日本の使命であろう。

野生動物やペットに向けられる「動物愛護」の心情は尊いものであると思うが、それ以上に、日々生活する人間に対する配慮がまず求められるはずである。第三世界の各地域で多くの人々が飢えに苦しんでいる。世界銀行の調査によれば、貧困ライン(一人年間 420 ドル)以下で暮している人々の数はこの地球上に 11 億 3000 万人に達すると推計されている。西暦 2050 年には世界の総人口は 100 億に達すると言われている。この問題をどう解決するかが最重要課題であり、感情やイデオロギーではなく、合理的で科学的な議論によらなくては、この難局は乗り切れない。

「動物愛護」「野生動物の保護」を巡る議論において、大衆次元においては常に感情に訴えかける非合理的な議論の方が力を得る傾向があることは言うまでもない。もちろんそうしたことに可能な限りの配慮はなされるべきでもあろう。しかし人類生存のための資源活用という視点は、それと矛盾するものではない。近代医療の恩恵を十二分に受けつつ、医学上不可欠の動物実験には、感情的に反発するといった反応は極く一般的であるが、専門家までもが、その種の感情で動いているのが反捕鯨運動の実態であるとしたら、悲しむべきことである。

いずれにせよ狐狩りや娯楽としての狩猟に何らの抵抗感を感じぬ人々が、突然に鯨をシンボルに祭りあげて「動物愛護」や「野生動物の保護」を言いたててい

るのが、欧米の反捕鯨運動の実態である。もし反捕鯨運動に合理的な根拠があるとすれば、「絶滅に瀕している生物種だ」ということが唯一のものであるが、それは科学的に否定されている。反捕鯨運動を成立させるためには、「鯨は絶滅に瀕していなければならない」のであるが、それが事実でないことは、その主張者自身が自覚していることなのであり、やがて鯨の著増が齎らす生態系の乱れによって、鯨自体がこれを証明することになる。

敢えて書き添えておくが、反捕鯨運動の担い手は概略以下の三つの類型をなしている。

海洋生物資源を利用する食文化を有しておらず、鯨の生態とその利用についての客観的知識を有していない人々。彼らの反捕鯨の動機は無知と文化的偏見に基づいている。しかし感情的反捕鯨世論の形成者としては最大多数をなしている。欧米大衆文化次元での独善性と主観的善意性が共存している。

これに対し、いれば「職業的」反捕鯨運動家とでも言うべき人々が存在する。これはさらに二つのサブ類型をなしている。

このうち「職業的」扇動家の第一のサブ類型は、欧米の唯一神信仰の伝統を背景に、自己の価値観を普遍視して疑わぬ人々、一種の鯨宗教的イデオログであって、この種の人々と科学的論議をしても、あまり意味がない。

第二のサブ類型に属する人々は、反捕鯨運動の実際上の指導者に多いタイプであるが、運動のテーマをたまたま反捕鯨に求めたが、「捕鯨問題」そのもの - 特に鯨そのもの - にはさしたる関心を有してはいない人々である。意外ではあっても、反捕鯨の真の動機を別に有している人々が多いのである。端的に言えば、日本という国と文化が存在し、非欧米圏で経済的に成功しているという事実そのものが、反捕鯨運動を動機つけているのである。

そして反捕鯨運動の担い手の第三類型は、悲しむべきことに、欧米の世論を「世界の世論」視する日本の一部のマスメディアの傾向や、商品のボイコットという威嚇に屈して反捕鯨運動に資金提供したりする一部の日本企業である。先にカイロで開催された「国際人口開発会議」のメインテーマは、人口問題と公正な分配による絶対的貧困の解消であったが、我国のそれを含め、先進工業諸国のマスメディアは人為的妊娠中絶の是非に報道の焦点を絞ってしまい、第三世界の真の願いに背を向けてしまった。また、反捕鯨運動の余波の及ぶことを恐れるあまり、「捕鯨ないし水産問題」を他人事のように扱おうとする傾向が経済界にないとは言えない。しかし反捕鯨運動の真の動機の一つが「日本たたき」にあるとしたら、捕鯨を「見捨てること」が次に何を齎らすかは明らかであろう。

いずれにせよ、冒頭に述べておいたように、日本の取るべき道は一つしかな

い。全地球的視野から、海洋生物資源を活用すべきこと、その見地から捕鯨の擁護を訴え続けることである。正論なのであるから、自信を持って、倦むことなく、努力し続けることである。

最後に、蛇足ながら、主観的感情的反捕鯨運動の議論に対して、捕鯨擁護のメッセージを最も劇的に伝え得るのは、直ちに捕鯨を全面再開して、かつ、例えばルワンダのような世界の飢餓地帯に急速・大量に鯨肉を援助することである。本来なら国家プロジェクトとして、そうしてよいはずなのだが、当然に多くの技術的問題があり、実現すまい。日本が平和的に独自の国際貢献をするのであれば、こうしたことを「夢物語」で終わらせぬことだ。

捕鯨問題と日・欧米間の情報格差

堀 武昭

国際問題評論家

私が大学生の頃の話である。大学といえば国立で、私立はむしろサラリーマン養成所であるといった考えが世間一般の雰囲気であった。そんな状況のなかにあっても、大学に残り大学教職の道を歩みたいと思った人はかなりの数にのぼった。いま流に言えば激戦の就職戦線であった。そうした仲間うちの間では、成績で「優」の数が幾つなければならぬとか、教授の愚息の家庭教師をしている誰それが有力だとか、ずいぶん人を食った噂が飛びかわったものである。その中で最も説得力をもったのが、金持ちでなければ学者として一流にはなれず、むしろ今のうちに締めておいたほうが良いという話であった。勿論これがすべてではないが、きわめて自然にその方面の就職は締めてしまった。そして今振り返ってみても、やはりこれは真実以上の真理だと納得させられるのだから、経験則から打ち出された事実なのであろう。

科学万能、コンピューター時代の到来、はてはマルチ・メディアと騒がれる昨今を考えて見るにつけてもその感は強い。つい先週も二つの国に分離したチェコとスロバキアの二つの国の最近の状況をデータベースを使って調べなければならなくなった。必要な資料のみを打ち出したのだが、結果として軽く500ドルを超えてしまった。しかも市場経済導入に成功したチェコのデータが1300件を超えるのに対して国の存在さえおぼつかないスロバキアの情報は50件に満たない、という情報量の格差である。しかし、これとて国際通信社のサービスによる配属データ数だけで、政府関係資料や、本、論文のたぐいはいっさい含まれていないのだ。ということは日本ではスロバキアの情報は一般国民には届かないことになる。

いわんや、データベースを使って、鯨をめぐる世界の動きを捉えようとする、これは一人では絶対不可能となる。それほど世界で関心の深いテーマであり、無限の情報がある日本の関知しないところで飛び回っていることになる。日本では水産庁の肩入れもあり、それゆえ、日本人の考え方に力点を置いた論説、主張がメディアに時に掲載されることはあるが、それとて外国特派員が独断と偏見で選択した狼少年の情報に圧倒されてしまい、いったい何処に真実があるのかわからなくなってしまう。従って日本国民はどうしても情緒的に鯨問題を捉えるようになってしまう。

しかし、世間は広い。西欧諸国の一員でありながら、日本と同じ主張のもと、堂々と沿岸捕鯨を昨年開始した国がある（遠洋と沿岸の違いはあるが）。ノルウェーである。しかもイギリス、アメリカがノルウェー商品のボイコットを大々的に実施したにもかかわらず、それに堂々と反論、主張を全うする骨っぽさである。この情報を追いかけたところこれまた大変な情報が飛びこんできた。昨年来、クリントン大統領がこのノルウェーの反撃に激怒、この夏、環境派として名高いブルトランド首相をアメリカに呼びつけ、締めつけを強化するというニュースであった。日本のメディアを探ったがこの件については一行さえその時に触れたものはなかった。これこそ日本の、国際社会における状況判断がまったく働いていないことを証明する以外の何者でもない。しかもこの時もノルウェーは自説を曲げず、アメリカもまた、何等の追加制裁措置をとることができなかった。

これだけ調べるだけで、またまた大変な時間とお金を必要としたのだが、同時にやはり学者になれなくて良かったなどと自己弁護したのだった。だから一流の学者になろうとすれば、誰かお金持ちにすり寄るか、政府のお抱え学者になるか、あるいは、みずからベンチャー・ビジネスに精を出し、研究費をねん出するしかない（というのは独断か）。

今年メキシコで開催された国際捕鯨委員会で南氷洋における鯨の聖域化が決定した。しかも投票結果は 23 対 1 で、日本の反対票に同情する国は 1 ケ国もなかった。外国の目からすれば、日本を国際的に孤児化することに成功したことになる。しかしこれも世界の事前の動きをよくチェックしておけば予測できたし、これほどのひどい結果は生じなかったはずである。

私はちょうどその時、ある雑誌に、ウラニュームから捕鯨禁止まで日本包囲網を築いてきた西欧のトリックスター - に焦点をあてた原稿を書いていたのだが、その時期に実に奇妙な記事が国際的に流されたのを見逃さなかった。1994 年 2 月 21 日の記事である。

ロシアの国際捕鯨委員であるシェブリアンギがオーストラリア領ノーフォーク島で開催された委員会で 200 トンに及ぶ鯨肉を日本企業から依頼され密輸しようとした事件が発覚、現在調査中との発表であった。これを見て、私はこれは臭い、間違いなく世に云うやらせ記事だとにらんだ。そして、次のメキシコにおける国際捕鯨委員会に向けて、見えざる日本包囲作戦が動いていると警告の一行を加えたのであった。実はこれが、南氷洋における鯨のサンクチュアリー可決への伏線となっていたのである。

しかし、どうしても惨めな結果しかもたらさないのだろうか。いろいろ

るな理由はある。国策上のプライオリティーもある。しかし、ただ金を環境グループにむしり取られ、なおかつ世界の悪役に徹するだけでいいのだろうか。国の大きさ、あるいは国民のいきおい、エネルギーなども考慮しなければなるまい。しかし一番の弱点は日本の情報収集力、並びに情報操作の弱さにあるように思えてならない。ややもすると我々は西欧の合理主義万能の論理に、日本の論理が通じないと諦めがちであるが、その前にやることはいくらでもある。鯨をめぐる論争は、その意味で日本の立場、論理を徹底して世界に訴えていく絶好の場ですらある。

ちなみにノルウェーは製品ボイコットにはしったイギリスで一年間ノルウェー製品を扱うすべてのスーパーマーケットで売れ行きをフォロー、グリーンピース主導のこの運動がことごとく失敗、かえって製品の売れ行きが伸びた事実をもって、政治的効果を狙う環境グループの政治的狙いを打ち砕いている。

南大洋鯨サンクチュアリー 反捕鯨勢力の最後のあがきか？

フレッド・S・シンガー

バージニア大学教授(環境科学)

科学・環境政策プロジェクト所長(本部ワシントン)

過去数年間、米国は、国際捕鯨委員会（IWC）内の商業捕鯨に反対する国々のグループ（ライク・マインデッド・グループ）の先頭に立ってきた。1993年10月4日に、クリントン大統領は、「米国が捕鯨に反対している理由は、科学に基づいた捕獲限度内に商業捕鯨を維持する、信頼に足る、合意された管理・監視制度がないためである」と述べた。しかし、この説明は妥当ではない。今は、捕鯨再開になら科学的な障害はない。IWC 科学委員会は、6年間にわたる作業を経て「改訂管理方式」(RMP) と呼ばれる制度を完成し、IWC はそれを不承不承受け入れたのだ。

米国海洋漁業局（NMFS）が指名した第一級の科学者の部会が RMP を検討し、同方式は非常に頑健かつ保守的であるため、ミンククジラのような絶滅のおそれがない鯨種は、およそ 20 年にわたり安全に捕獲できるとの結論を下した。

反捕鯨勢力は、この展開を見越して、すでに闘いの場を移し始めていた。米国海産哺乳動物委員会は、米国海洋大気局（NOAA）宛の 1991 年 12 日付の書簡の中で、持続可能な商業捕鯨に反対する理由は、「科学だけでなく」「道徳および倫理的根拠」にあると述べた。

鯨を食用にすることは、他の動物を食べることとは道徳的に異なるとの議論は、クジラの知能が高いという俗説に基づいている。事實は、クジラの大脳はハリネズミの大脳よりも原始的構造であり、学習能力ではケナガイタチに劣る。したがって、倫理的な議論は強力ではない。

そこで、追い詰められた反対派は、「政治」という第三番目の? 実に土俵を移した。米国国務省は、1993 年のアイスランドへのステートメントの中で、「科学的分析により、あるミンククジラ資源は、限定された捕獲に耐え得ることが示された……しかし、現在は商業捕鯨について米国民の支持はない」と述べている。しかし、この言明も誤っている。全米科学基金が行った 1992 年のギャロップ調査では、米国民の 30 パーセント以上が絶滅のおそれがない鯨種の限定的捕獲を支持しており、反対しているのは 10 パーセント足らずであるこ

とが示された。

今、反捕鯨勢力は、豊富で絶滅のおそれがないミンククジラの捕獲を必死に阻止しようとして、成層圏オゾンの減少問題にしがみついているようだ。今年5月にメキシコで行われたIWC年次会議で、グリーンピースなどの反捕鯨グループは、南大洋鯨サンクチュアリーの採択を強行した。その結果、IWCが別の海域で捕鯨クォータを認めたとしても、南大洋での商業捕鯨は禁止されることになる。NMFSは、この提案を支持して、南氷洋のいれゆる「オゾン・ホール」（クロロフルオロメタンにより引き起こされると推定される）は、高レベルの紫外線を放射し、鯨の餌の大部分を占める南氷洋プランクトン資源破壊の可能性を示唆する文書を作成した。

毎年短期間発生する南極大陸のオゾン希薄化現象の間の紫外線放射の増加が、プランクトンにはほとんど影響を与えないことを発見したスクリプス海洋学研究所の科学者、オズモンド・ホルム・ハンセンの有名な研究がNMFS文書には言及されていない。また、NMFSは、テキサスA&Mの海洋学者、エル・サイドの不吉な予言を引用しているが、彼がサイエンス誌で、南極食物連鎖崩壊に関する予測が間違っていたことを認めたことには触れていない。

NMFS文書は、鯨に対する紫外線の直接の影響が「水痘に似た」皮膚傷害を引き起こすとの推測まで示している。これは、オゾン・ホールによる一時的な紫外線放射の増加は、パタゴニアの羊の失明、チリの赤ん坊の黒腫瘍などの原因になったというでっち上げの主張と同類のものである。（前者は、信頼に足る推測ではないことが証明された）。今年のはじめ、オゾン枯渇と紫外線の増加（1993年に報告されたが、後に誤っていることが判明）が、世界的規模で、多くのカエル類の減少を引き起こしているとの主張がなされたが、これも今は撤回されている。

我々は、大気中のオゾン含有量は、地理的にも時間的にも、大きく変動することを念頭に置かなければならない。例えば、紫外線放射の平均強度は、極地と赤道の間で、5000パーセントも増加している。南北にわずか30マイルの距離で漂うプランクトンは、5パーセントの変動を受けるはずである。一日単位の変動は、数百パーセントになり、季節変動は数10パーセントになる可能性がある。これをならした場合でも、3から5パーセント台のオゾンの11年太陽黒点周期の変動が残る。それは、NMFS文書で考えられているのと同じ紫外線の変動を起こすはずである。

事実、太陽黒点の数とオゾンの上に強力な相互関係があることはよく知られているが、（太陽黒点の数が全般的に低かった）過去2世紀の間のオゾン含有

量は、今日より低く、また紫外線流出は、少なくとも現在値よりも 10 から 20 パーセントは大きかったと推定される。しかし、環境の被害または破壊の証拠は報告されていない。

NMFS 報告の先入観は一見して明らかだ。同報告は、非常に疑わしい理論を駆使し、あたかもクロロフルオロメタンの生産と放出が、10 年前に計画されたと同じ様に続くかのように、将来のオゾン枯渇を予測している。それは、オゾン枯渇の予防を目的とする 1987 年モントリオール議定書の結果としてすでに進んでいる含ハロゲン炭素化合物のフェーズ・アウトをまったく無視している。筆者には、政府の政策を駆り立てている過激な環境運動家は（反捕鯨とオゾン問題という）二股をかけているように思われる。

NMFS のポジション・ペーパーは、似非科学というべきもので、捕鯨反対を打ち出そうとやっきになっているのが明白である。しかし、根拠が非常に薄弱なため、高度の知識をもつ多くの NMFS と NOAA の科学者を非常に困惑させているに違いない。

ここでは、オゾン問題の取り扱いの間違いのほかに、重要な環境上の原則が見過ごされている。もしもサンクチュアリーを表向きの目的が、過去に濫獲されたシロナガスクジラなどの大型鯨の回復を可能にすることであるならば、繁殖力の強い小型のミンクウジラなどの他の海洋生物によってその生態上の空間を占められてしまった可能性を考慮に入れなければならない。他の多くの生態系で同じ様な現象が見られる。例えば、過剰漁獲された北大西洋タラはツノザメに取って代わられた。したがって、「全鯨種」のためのサンクチュアリーをもってしては、大型鯨の回復は不可能である。むしろ、必要なのは競合種の間引きである。

クリントン大統領は 1993 年のステートメントで、米国は、「世界の環境問題を科学に基づいて国際的解決を図る強い決意をもつ」と述べた。もしそれが真実なら、我々は豊かな動物資源を科学的に管理し、持続的に利用していくべきである。ミンクウジラ捕鯨は、食糧獲得のための他の手段に比べれば、環境上のインパクトが少ない。もしも反捕鯨国が捕鯨に対する「倫理的、道徳的」な反対の理由を明確にできないならば、倫理的な優位ではなく文化的帝国主義を押し付けることになる。

ここに学ぶべき重要な教訓がある。科学がイデオロギーに屈するのを見ることは、- 科学者でなくとも - 遺憾なことである。また、特別な利益団体が、あたかも世論を代表するかのように、米国の政策を駆り立てるのを見るのはさらに遺憾である。

本稿で取り上げられた問題は、科学環境政策プロジェクトの最近の「漁業および海産哺乳動物の科学管理に関する会議」(1994年4月12日)で討議された。環境保存誌の次号に発表される予定である。

(注)

NMFS のポジション・ペーパー「南半球におけるオゾン層の枯渇」は、米国代表団により、1994年2月ノーフォーク島で開催された南大洋サンクチュアリーに関する作業部会の中間会議に提出された。参考資料には、多くのプレス・リリースが含まれる他、「水痘に似た斑点・・・」に関するロウントリーのペーパーが不完全な形で引き合いに出されている。(したがって、検証が困難である。)

NMFS 文書が取り上げなかった参考資料には以下のものがある。

O. Holm - Hansen et al., Photochem. Photobiol. 58, No.4, 1993. ここでは、紫外線 - A (>320nm) は、紫外線 - B (280 - 320nm) よりも、植物プランクトン生産の抑制において一層重要であり、紫外線 - A はオゾンにより吸収されないため、レイモンド・スミス等が主張している結果とは対比的に、南極オゾン・ホールの結果、第一義的な生産にはわずかな抑制 (<0.2%) しかないと算定を示している。(スミスは1994年2月にサンフランシスコで開催された AAAS の年次会議で質問されたとき、カリフォルニア大学サンタバーバラ校の同僚 A.T. Banaszak と R.K. Trench の研究結果を知らなかった。A.T. Banaszak と R.K. Trench は同じ会議で、藻類における紫外線に対する保護メカニズムを発見したことを報告した。) 会議プログラムの 129 ページを参照。

サイド・エル・サイドがその警告を撤回したことに関する議論は、レスリー・ロバーツの論文「オゾン・ホールは南極にとって脅威となるか」で詳しく論じられている。サイエンス誌(リサーチ・ニュース)、1989年4月21日。

オゾン含有量と太陽黒点数間の良好な相関関係は、多くの刊行物に示されている。例えば、J. K. Angell, 「大気中のオゾンと太陽黒点数の関係」J. Climate, Vol.2, pp. 1404 - 1416 (1989); または S. F. シンガー「何が世界のオゾン枯渇を引き起こしているのか」(太陽変異性の気候上のインパクト) K.H. Schatten and A. Arking, eds.) NASA Publication 3086, 1990.

米国の「捕鯨政策」過去、現在、未来

スチーブン・S・ポイントン

ヘンケ・アンド・アソシエーツ社 副社長/法律顧問

米国では植民地時代から、再生可能な野生生物と海産資源の消費は、社会の商業的、文化的、生存上の利害に大きな影響を及ぼしてきた。今日の米国で、魚類、家禽類、野生動物の肉は4千万人を超える狩猟者、罨猟者、漁民、土着民にとって必需品となっている。

数多くの法律、規則、国際協定を通じて、数々の資源保護法が作られてきたが、これらの法律は、再生可能な野生動物や海洋資源を消費的に利用することが、資源を管理する上で重要であるとする科学的原則に基づいている。米国は、魚類・野生生物資源に関する多くの二国間および多国間協定に加わっている。これらの協定のほとんどすべてにおいて、最大持続生産量の変動に見合った形での、管理枠内でのある程度の消費的利用が認められている。

そのような協定の中でもっとも重要なものの一つは、128ヶ国が加盟する「動植物の絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約」(CITES - 通常ワシントン条約と呼ばれる)である。商業的利用には規制が必要だが、野生生物によってその利用に耐える度合いが異なることを考慮した上で、CITESは暗黙のうちに野生生物の消費的利用を認めている。

これらの協定に見られる共通点は、科学的管理が必要であるとの認識、さらにこれらの資源を人類が食用などの目的で消費できるという概念である。

1946年に国際捕鯨取締条約が締結され、米国は締約国となった。同条約の目的は、「鯨類資源の適性な保存をはかり、捕鯨産業の秩序ある発展を可能にすること」である。米国が提出した条約草案では、「捕鯨業の秩序ある保存と発展」が求められている。

一般的に見て、米国が締約国になっているほとんどの国際協定では管轄権の下にある種または国内に輸入された製品について直接的な利害が存在する。米国の捕鯨の「最盛期」は1835年から1865年であった。しかし、その後も1970年代まで、米国の捕鯨はペットの餌の供給という形である程度存続した。とはいえ、捕鯨そのものは米国では長年にわたり、なんら支持基盤をもたなかった。

米国はIWCで積極的にリーダーシップを発揮してきた。鯨製品の消費的利用

が認められるなかで、利用と保存の間の均衡を作り上げることが、当初の米国の IWC への参加の目的の一つであった。しかし、その立場は 1970 年代に著しく変わった。

あらゆる消費的利用に反対する環境保護グループは、米国の資源保存に関する政策の策定の過程で、科学的管理を感情と置き換えようとした。行政および立法政策に影響を及ぼす多くの努力が行われた。しかし、野生生物の利用は資源保存およびスポーツ・ハンティング・グループの強い支持を得ていたため、環境保護グループが自分たちの非消費的利用の哲学を浸透させることができなかった。しかし、捕鯨に関しては、消費的利用を認める政策に影響を及ぼす直接の支持基盤がなかったため、環境保護グループの立場に迎合する政策が、何ら反対されることなく、つい最近まで受け入れられてきた。

1972 年に、議会は海産哺乳動物保護法 (MMPA) を採択した。同法の下で、免除証明が発行されないかぎり、海産哺乳動物製品の捕獲および輸入にモラトリアムが適用される。環境保護グループは、「商業捕鯨の再開に対する全会一致の反対決議」の議会での採択に成功した。(しかし、同決議はなんら法律上の効力をもたず、実際には、重要事項になんら有意義な影響を与えていない。)

議会はまた「漁業者保護法へのペリー修正法」を修正し、一定の野生生物に関するガイドラインに違反する行動をとった国からの水産品以外の製品の輸入禁止を含めるまで拡大した。ペリー修正法は、海産哺乳動物保護法の権限を支持している。ペリー修正法の下で、商務長官は、外国の国民が国際的な野生生物保存計画の効果を減殺するような操業を行った場合はいつでも、大統領に対しその旨証明を行う権限を与えられている。大統領は、当該禁止措置が貿易・関税一般協定 (GATT) で認められる範囲において違反国からの輸入を禁止することができる。1980 年に環境保護グループの激しいロビー攻勢の末、米国は商業捕鯨モラトリアム提案を IWC に提出したがそれは失敗に終わった。しかし、1982 年会議で、IWC 締約国は 1986 年までのフェーズ・アウト期間中に、商業捕鯨を全面的に停止するという提案を採択した。しかし、同提案は、1990 年までに資源の再評価により持続的捕獲の可能性が示されれば、捕鯨再開の可能性を認める「早期の見直し」を条件にしていた。

条約で認められているとおり、4 ヶ国の締約国 - 日本、ノルウェー、ペルー、旧ソ連 - はモラトリアムに対する異議申立てを、条約で定められた期限内に行った。日本は後に異議申立てを撤回した。

1990 年代の一連の IWC 年次会議では、受け入れ可能な管理方式の策定または主要な鯨類の資源状態の見直しに努力が傾注された。しかし、現在までな

んら実質的結論は得られていない。その結果、1992 年会議で、ノルウェーは、1993 年から、わずかな頭数のミンククジラの捕獲を開始すると発表した。ノルウェーは異議申立をしているため、法的には捕獲が可能である。これに対して、米国他 16 ケ国は、「ノルウェーの立場に懸念と遺憾の意を表明する」共同声明を発表した。

非常に重要な点として、科学委員会は 1993 年会議で、改訂管理方式(RMP)ならびに絶滅のおそれがないミンククジラの限定的捕獲は資源に悪影響を与えることなく実施できるとの見解を発表した。しかし、科学委員会の全会一致の勧告にもかかわらず、米国など IWC 内の多数派はこの勧告を拒否した。1993 年 5 月のノルウェーへの覚え書きで、米国は以下の声明を行った。

「現在、米国議会およびアメリカの一般市民は、商業捕鯨を支持していない。したがって、米国は、商業捕鯨再開を支持しないことを決定した。」その後、環境保護ロビーは、精力的に米国がノルウェーに貿易制裁を發動するよう求めた。この努力のために、環境保護グループが百万ドル以上の金額を費やしたと推定される。

「米国議会と一般世論が限定的商業捕鯨に反対している」という前提にはこれまでまったく異議が唱えられなかったが、1993 年 7 月に、始めて、この前提に反対する共同行動が取られた。上院・下院の議会スポーツマン会議 (Congressional Sportsmen's Caucus) の幹部が、「世論であるとの認識、またはこの場合、議会の見解であるとの想定に基づく政策」について質す書簡 (1993 年 7 月 12 日付) を商務長官に送った。同書簡は以下のとおり訴えている。

「野生生物の採捕に関するモラトリアムが科学的に正当化されれば、それは厳格に実施されるべきである。しかしながら、その同じ基準によって、限定的かつ管理された捕鯨が支持されるときは、その結果を支持すべきである。捕獲を行う決定をしている国は、貿易制裁のおそれ、批判または貿易制裁を受けることなく行動することを許されるべきである。」

それに対して商務長官は以下の通り回答した。

「文化的伝統などの (科学以外の) その他の要因もまた重要である。科学は、ある活動が資源を害することなく進められるかどうかを教えるだけである。科学は当該活動を進めるべきかどうかについてはなんら情報を提供しない。」

それにこたえて、同会議は米国には消費的利用を含む野生生物と海産資源利用を支持する長い伝統があると指摘した。

「科学的原則に基づく、限定された海産資源の捕獲が、捕獲の決定を基づか

せる適切な基準として国際的に認められている。米国は、国内的にも国際的にもそれらの再生可能な資源の消費的利用の政策をとってきた。この歴史的に正しい立場から外れることは、世界の他の国に最も不適當なメッセージを送ることになる。」

つまりここで初めて、議会メンバーが海産資源の科学的管理の例を根拠に、捕鯨に関する保護主義的立場を問題として取り上げたことになる。1993年8月5日に商務長官は、大統領に対しノルウェー貿易制裁の実施を勧告したが、大統領は制裁を発動しなかった。

1994年のIWC会議で、米国は、科学に基づく管理を受動的に認める言葉でカムフラージュしながら、明らかに保護的な線に固執する反捕鯨の立場を固持し続けた。しかし、同会議では改訂管理方式を推進する決議が採択された。

この時点で、米国の政策を科学に基づく管理に引き戻すための積極的な行動が見られた。第一に、1994年に議会は、1992年と1993年のように、限定的商業捕鯨再開に反対する決議を採択しなかった。また大きな草の根団体により、限定的商業捕鯨の再開への組織的支持が見られた。さらに1994年IWC会議には、消費的利用を支持する非政府団体（NGO）が多く参加した。これは各国代表団、特に米国代表団にとって無視できない事実だった。

本項執筆時に、米国は、北東大西洋および北大西洋中部ミンククジラ系群の附属書?（絶滅の状態にある）から附属書?への降格を求めるノルウェーのCITES附属書修正案に反対する動きを示した。現在、草の根団体、協会、また数名の議員が、精力的に、米国の捕鯨政策に反対する運動を展開している。ここから、科学に基づく管理の実現に向けて、目覚ましい形で支持基盤ができてくると言える。

要するに、限定的商業捕鯨を阻止しようとする現在の米国の立場に真剣に反対する積極的動きが、米国の世論と議会内に存在する。そこで主張されている立場は、国内法と国際協定に伝統的に見出される健全な管理原則に基づくものである。米国は、保護主義的哲学を固持することで、野生生物と海産資源問題に関する国際的政策の策定で後ろ向きの一步を踏み出してはならない。時間がかかるとはいえ、変化は起こり得るものだし、また起こるべきである。そして実際におこるだろう。

動物の権利擁護運動は人間の権利の否定につながる (クジラ問題をめぐって)

ユージン・ラボワント

国際野生生物管理連盟 会長

ワシントン条約前事務局長(1982～1990)

1. 序文

地球上で唯一の理性的生き物である人間は、積極的に自らの権利を押し進め、守っている。人権は様々な国際機関で主要な問題となっており、援助機関は人権を資金提供の条件としている。また人権問題は、講演や会議の重要なテーマとして取り上げられている。人権侵害は、王権国家が軍事侵攻を行う理由になることさえある。

国際社会は、「人権を尊重すべきであり、これに反する者は社会の制裁を受ける」との原則を打ち出した。しかし、そのような遠大な原則とは裏腹に、世界の現実はそれとは異なるという大きなパラドクスが生まれている。

2. 誰の権利か

国際社会の無法者たちが、自由と権利の基本概念を、堂々と意図的に無視し、踏みにじっている。哲学は、自由と権利が交錯する社会構造の様々な要素の間に数学的關係が存在することを教えている。単純に言えば、ある人間の自由は、(彼がかかわる)他の人間の自由が始まるところに終わるといことである。同様に、ある人間による別の人間の権利の侵害は、二人の当事者間の権利のバランスをくずす。

同じ基本的關係が、人間が住む環境の一部である他の生物と人間の間が存在する。動物に与えられた権利は、人間から奪われた権利であり、人間の生存の能力を狭めるだけでなく、その存在の基盤を危うくする。この点に気付いた人は少ない。

この悲しむべき現実、ある国の政府および環境保護非政府機関(NGO)が動物の新しい権利を作りあげて行くやり方に如実にあらわれている。事態は、特定の動物と相互關係をもつ人間の権利が損われるところまで至っている。例えば、クジラのような海産哺乳動物(またはゾウのような巨大な生き物)には、様々な権利が与えられており、それがもたらす結末は驚くべきものである。以前は人間の権利として認められていた活動は、いまや動物王国への

犯罪行為であると考えられている。

もちろん、そのような事実をおおっぴらに認める人も団体もない。人間の生存を妨害するようなこの現実を覆い隠すために、国際会議での工作、用語の定義、意味論の乱用などの手段が用いられる。

3. 取引をすべきかすべきでないか? それの問題だ

先の国際捕鯨委員会 (IWC) の決定から生じた考え方との関連で、「捕鯨調査のための国際ネットワーク」誌の最近号 (No.6、1994年8月発行) から以下の箇所を引用したい。

「IWC では原住民生存捕鯨は許容されている。(その理由は、原住民生存捕鯨は産業型捕鯨とは異なり、技術的に単純であり、貨幣を媒介とする交換を含まないためだとされている。)他方、非原住民的 / 商業捕鯨はこれとは反対の理由で認められていない。産業型捕鯨に対する誇張されたおそれの多くは、物品と金銭の交換を許すことは必然的に悪い結果をもたらすというマルクスの信条に基づいている。これは反捕鯨グループの年間収入が数百万ドルにのぼることを考えると奇妙な信条である。」

ある種の生き物? すなわち、クジラ? が現在、商業的捕獲を免れる権利を与えられている。鯨は商業捕獲から保護される権利を与えられているだけではない。商業活動の概念が今までよりさらに拡大されている。商業活動に関する新しい基準が設けられ、そのために、以前には商業の概念にあてはまらなかった人間の活動さえも対象とされるに至っている。

1993年会議で、IWC は4つの小型捕鯨共同体のための50頭のミンククジラの救済枠要求から「商業的要因」を排除するよう日本に要求した。日本はIWCのこの要求に応えるためにできるかぎりのことをしたが、ここで「商業」の定義に新しい特質が加えられたことに直ちに気付いた。

「商業活動」の定義が歪曲され、低級、不当かつ非人間的な活動におとしめられたことで、「汝クジラに触れるなかれ」という掟がさらに強められた。つまり、今クジラが権利を獲得したため、人間の権利が失われたというわけである。

クジラに与えられた権利にこの新しい定義を適用することで、国際社会は、人間の生存の基盤となる活動と権利に新しい妨害要因、違反項目を作り出した。

人間 (ホモ・サピエンス) が社会的な生き方を始めたときから、商業と取引は生存の基盤、生活様式であった。商業と取引に不正の概念はまったく含まれていない。人間がサービス、贈答品、商品を様々な異なる形態で表わされる価値と交換することに、なんらやましいところはない。それどころか、それは、

文化、価値、倫理の重要かつ基本的な部分である。

4. しかし、一体何のために

人間にとって正常かつ不可避の商業活動が、クジラのようなカリスマ性をもつ野生生物種にあてはめられると、なぜ受け入れられないものになるのだろうか。

本稿の趣旨は、人間から基本的な権利を奪う者たちの責任を見定め、彼等の戦略を明るみに出し、その動機を明確にするところにはない。いずれにせよ、これは周知の事実である。これは、以下に引用する前掲記事の次の箇所に要約されている。

「多くの団体の代表者、とりわけ、動物の権利擁護、動物福祉、その他関連の環境問題を扱うグループの代表にとって、IWC 年次会議は、並み居るジャーナリストや政府関係者の前で、自らの考えを披瀝する格好の場となっている。捕鯨産業は、経済的に見れば過去の規模とは比べられないほどに縮小したが、その一方、クジラ保護産業が（財政的にも人員の数でも）残存する捕鯨操業の数倍の規模に膨れ上がったことは皮肉である。」

多くの国が、国内および国際的権益を守り、緊急事態に対処するために自国民の文化、伝統、倫理を犠牲にしてきた。しかし、近代において、人間が、取るにたらぬ政治的関心および個人利益追求の犠牲になるのはこれが始めてである。この人間の権利の乱用は、クジラと人間の間の問題となんら関わりがない。それは、この世界の現実を無視し、ただ政治・経済的目的に見合うよう作り上げられた環境政策の帰結にすぎない。

ある政府が静観的態度をとり、また別の政府が共謀的行動をとったことで、このような状況が生じた。日本は人類に対するこの犯罪行為に加担してはならない。

5. そして今は

人間の権利の重要性は、それが人間にどのようなインパクトをもつかということと比例している。文化的・倫理的価値に基づく権利の悪用は、当事者の社会・経済的行動様式に大きな悪影響を与える。私は 1994 年 4 月に宮城県鮎川を訪れたが、その時、非常に深い嫌悪感に襲われた。すなわち、なぜこのようないたってまともな人々が、国際社会からひどい仕打ちを受けなければならないのだろうか。私が人間について理解しなかった何かがあったのだろうか。たしかにその通りだった。人々から権利を剥奪することを正当化するような権

利の乱用があったのだろうか。では、それはどのような権限によるのか。

このように多くの問いが生じるが、なんら回答は与えられない。しかし、ここから一つの結論を導き出さなければならない。すなわち、人間の権利の完全な尊重のために闘う必要があるということだ。

6. 誰が闘うのか

現在の枠組の中で、国際的な野生生物保存問題にかかわる人々が、あなたたちの伝統的および文化的権利を尊重するような決定をすると期待してはならない。理性を失い、法を無視し、自らの指導原理を忘れた国際社会がそれらの権利をあなたたちから奪いとったのである。

一方で、ある環境団体の無節操な行動は、規制や管理が及ばない状況をつくりだした。これは人間の行動の他の分野では前例を見ない。他方、日本は、あまりにも長い間、米国が率いる国際社会の不合理な要求に引きずり回されて来た。日本は、さらに多くの研究と詳細な情報の提供、多くの努力を強いられたが、その結果として国民の権利がますます多く奪われただけである。

権利を剥奪された人々と脅威を受けているが未だ権利を奪われるまでに至っていない人々は、その力を結集し、エネルギーを一本化しなければならない。自分たちの基本的権利を守るようそれぞれの政府に強力な圧力を加えるべきである。自らの生存、伝統の保持、生活の維持のために闘わなければならない。ある政府が国民こそ最大の富であることを確信すれば、かならずや自然との関係における人間の尊厳と権利の回復に尽力するであろう。